

地球温暖化防止活動推進員設置要綱

(目的)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第37条の規定に基づき、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るために、県内各地域に地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(推進員の活動)

第2条 推進員の活動は、次に掲げるとおりとする。

- 一 国、県、市町村が行う地球温暖化対策に関する啓発活動に協力し、地球温暖化対策の重要性に対する地域住民の理解を深めることに努めること。
- 二 地域住民の温室効果ガス排出削減に関する相談を受け付け、助言や関係機関への照会を行うことによって、地球温暖化の防止に努めること。
- 三 地域住民の地球温暖化対策に対する意見及び情報を県、市町村その他関係機関へ提供すること。
- 四 地域住民の地球温暖化防止に資する活動に協力し、必要な情報を提供すること。
- 五 国、県、市町村が行う地球温暖化対策の実施に積極的に協力すること。

(選任)

第3条 知事は、次の各号に該当する者のうちから推進員を委嘱する。

- 一 地域において、環境保全の活動に携わっている者
 - 二 日常生活における省エネルギー活動に対して関心を有する者
- 2 知事は、推進員が次の各号のいずれかに該当したときは、当該推進員を解職するものとする。
- 一 県外に転出したとき。
 - 二 健康上の理由により職務の遂行が困難であると認められるとき。
 - 三 その他推進員として適当でないと認められるとき。

(任期)

第4条 推進員の委嘱の期間は、2年を限度とする。ただし、再任は妨げない。

(守秘義務)

第5条 推進員は、活動を通じて知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(庶務)

第6条 推進員に関する庶務は、環境森林部環境森林課で行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月14日から施行する。

地球温暖化防止活動推進員運営要領

1 目的

この要領は、地球温暖化防止活動推進員設置要綱第7条の規定に基づき、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 身分

地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の身分を保有する者ではない。

3 活動方法

推進員は、地球温暖化防止活動を次により行うものとする。

(1) 次の項目について、自ら率先して取り組み、地域住民にその取組を普及させるとともに地域住民の相談に対し助言を行うこと。

ア 省エネルギー

イ 省資源・リサイクル

ウ その他の地球温暖化防止に関すること

(2) 助言が困難である場合は、関係機関（県環境森林課、宮崎県地球温暖化防止活動推進センター、市町村環境保全担当課）へ照会するなど適切な処理に努めること。

4 活動報告

推進員は、当該年度の活動結果を次年度の4月30日までに宮崎県地球温暖化防止活動推進員活動報告書（様式）により環境森林部環境森林課に報告するものとする。

5 研修等

推進員は、宮崎県地球温暖化防止活動推進センター等が行う研修会へ積極的に参加する。また、県は、推進員に対する地球温暖化防止に関する知識及び情報の提供に努め、推進員の資質の向上を図るものとする。

附 則

この要領は、平成11年7月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年5月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年9月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。